

# 要介護認定事務の取扱いについて（参考）

- 令和6年能登半島地震で被災した市町村や、避難者を受け入れていただいている市町村では、要介護認定等の事務の取扱いについて、以下のとおりとします。

## 1. 要介護認定等の事務の代行について

- 市町村を越えて避難した方について、避難先の市町村が、被災した市町村が行う要介護認定や更新等の事務を代行することが可。
- その場合、市町村間での事務の委託等の正式な手続は、事後的で構わない。

## 2. 要介護認定申請について

### <新規申請、区分変更申請について>

- 要介護認定の申請に当たり、被保険者証の提示ができない場合でも、氏名・住所・生年月日の申し立てを行えば、申請が可。
- 要介護認定が31日以上かかる場合、その旨を電話等により伝えることが可。

### <更新申請について>

- 要介護認定の更新時期に達した方が更新申請を行えない場合は、従前の要介護度で介護サービスの提供を継続可。更新申請は、状況が落ち着いた後で可。

### <要介護認定の有効期間の特例的な延長について>

- 災害救助法の適用市町村では、被保険者の要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間を、市町村が定める期間まで最大12か月間延長可。

## 3. 認定審査事務について

### <介護認定審査会について>

- 都道府県においても、市町村から事務の委託を受け、介護認定審査会を設置して審査判定業務を行うことが可能。
- 市町村において、委員の確保が特に困難な場合等には、以下の取扱いが可。
  - ・ 認定調査等の介護保険事務に従事している者等に委員を委嘱する
  - ・ 委員の定数を2人とする
  - ・ 同一の委員が複数の合議体に所属する又は所属していない合議体に加わる
  - ・ 審査会の開催形式を資料の持ち回りなど状況に応じた形式とする

### <主治医意見書について>

- 主治医に代わり、市町村から委嘱を受けた嘱託医等や避難所を巡回する医師等が、主治医意見書に記載を行うことができる。
- 主治医意見書の様式に記載する事項を、傷病名、一次判定に必要な項目及び特記すべき事項等に限定することも可。

## 4. 受給資格証明書が提示できない場合の取扱いについて

- 申請者が受給資格証明書等を提示できないの場合も、氏名・住所・生年月日・従前の要介護度の申し立てを行えば、被災市町村での要介護認定を引き継ぐことが可。

## 5. 介護が必要な被災者に対する周知及び適切な要介護認定等の実施について

- 要介護認定の申請に当たっては、地域の指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、避難所のボランティア等が、市町村に対する要介護認定の申請を代行することが可。